

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム第2回会議概要

- ・開催日 令和4年12月27日（火）午後2時から午後3時
- ・出席者 行政、社会福祉法人、民間支援機関等

○事務局：八本地域福祉推進室長

時間となりましたので、ただいまより「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム第2回会議」を開会します。

それでは、開会にあたり、池上統轄監からご挨拶申し上げます。

○池上統轄監

本日は、お忙しいところ、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム第2回会議に御参加いただきありがとうございます。

この度の12月県議会において、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」が成立し、1月1日に施行の運びとなりました。

検討にあたっては、5月に当事者の方や支援団体等で構成する「家庭支援研究会」を設け議論を重ねていただきながら、このプラットフォームでのご意見や、市町村、関係団体・支援団体の皆様との意見交換、調査、パブリックコメント・議会などを通していただいた様々なご意見を踏まえ、検討を重ねてまいりました。様々にご協力を賜りありがとうございます。

本条例は、県・市町村・県民・事業者、関係団体等が一体となって、望まない孤独・孤立を防ぎ、人々の絆を活かして誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的としており、ヤングケアラーや老々介護といった様々な課題について、援助を受ける人、援助する人、家族等も含めて、一体的に支援に取り組むことを謳った条例としては、全国で初めてのものがございます。

また、条例には、これまで頂戴したご意見や課題等も踏まえ、具体的な施策についても記載しています。今後も、関係団体・市町村の皆様としっかり連携させていただきながら、困難に直面されている方々に支援が届き、支え合うことのできる地域づくりが進むよう取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続き御指導・御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

このプラットフォームにつきましては、官民一体で孤独・孤立対策を推進していく本県の基盤・土台となるものと考え、9月に設置させていただき、後ほどご報告いたしますが、前回の会議で頂戴しましたご意見も踏まえ、順次取組を進めているところでございます。

11月にはワーカーズコープ様の御協力をいただき、相談先に迷われている方などを適切な相談支援に繋いでいけるよう一元的な相談窓口を開設し、同時期に、チラシを作成して、孤独・孤立に関する地域の理解を深めるとともに、困難に直面した方に少しでも相談窓口に繋がっていただけるように、「孤独・孤立は誰にでも起こりうること」「つらい時は悩みを抱え込まず声を上げてほしい」というメッセージと新たに設けた相談窓口やホームページ、プラットフォームの設置を発信させていただきました。

こうしたメッセージが幅広く届くように、今後も連携させていただきながら取り組んでまいりたいと考えていますし、関係機関の連携強化など対策を進めて参りたいと考えています。

本日は、第1回の会議以降の取組状況を共有させていただきながら、本日頂戴するご意見等も踏まえ、令和5年度予算においても対応を検討してまいりたいと考えていますので、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

○事務局：八本地域福祉推進室長

ありがとうございました。以降の進行は、池上統轄監にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○司会：池上統轄監

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。時間の都合上、ご出席の方のご紹介は添付の出席者名簿で代えさせていただきます。

なお、本日は、本県が活用している内閣官房の「地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」において、自治体のサポートを担当されている株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部社会システムコンサルティング部 プロジェクトリーダーの石垣悟様にもご参加いただいています。

まず、第1回会議後の取組状況等について、事務局より説明をお願いします。

○明場副局長

では、資料の4ページをご覧ください。昨年7月に採択された国事業を活用し、ご覧の2事業について実施することとしています。

孤独・孤立に関する県内アンケート調査につきましては、今年15日から21日までの期間で、インターネット上でモニター登録されている約9,000人を対象に、ご覧の調査項目で調査を実施しており、約1,700人の回収を想定しています。調査としては既に終了していますが、現在、その集計・分析を行っているところであり、今後、実態を把握した上で対策立案等につなげることとしています。

もう一つは、広報ツールの作成として、県の孤独・孤立総合案内ページ等を記載したカード、チラシ等を作成・配布するもので、現在、発注手続きを行っており、2月中旬以降に配付予定です。

資料の5ページから18ページまでは、ご参考までに、県内アンケート調査の各設問を記載していますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、17ページ、問30の次が問6、問7となっていますが、それぞれ問31、問32の誤りです。

19ページをご覧ください。本プラットフォームの第1回会議でのご意見も踏まえ、孤独・孤立に関する相談窓口として、「生活困りごと相談窓口」を11月に設置いたしました。相談の入口として悩みを受け止め、相談内容に応じて専門の相談窓口や本プラットフォームの構成員をはじめとする支援機関等に等につないでいく役割を担っています。

NPO法人ワーカーズコープ様に業務を受託いただき、県内3か所の県立ハローワーク内に設置しており、生きづらさを感じる、生活に困っている、家族に関して悩んでいるなど、相談内容は何でも可となっています。電話相談は、年中無休でご覧の時間帯で受け付けており、対面相談は、鳥取、倉吉、米子それぞれ週2回開設しています。

相談者からの相談をつなぐとともに、各支援機関等からこの相談窓口、他の支援機関等へのつなぎなど支援に関する相談があった場合は、他の相談窓口や支援機関につなげる。そういうことによりまして相談支援の充実を図っていこうということでございます。

また、相談窓口、支援機関の連携を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、この連携に当たりましては、現在、県でホームページに相談窓口の情報を掲載しているところであり、ひきこもり、障がい、認知症などのトピックごとの検索ができるようになっていきます。それぞれをクリックすると、具体の情報に繋がるページになっていますが、ここに相談支援機関の情報も併せて掲載する方向で現在作業を進めています。この相談機関はこんなことをしますよ、というような担当する、守備範囲を記載したページです。

支援機関に相談があった時に、ホームページを見ていただければ、情報が繋がるようになるというようにもの考えて、現在作業を進めているところでございますので、またそういった点も活用いただきながら、支援機関と相談窓口との連携をより深めていただければというように考えています。

続きまして、20ページ。これが「生活困りごと相談窓口」ということで、11月24日に開設した窓口のチラシでございます。県立ハローワークで、鳥取、倉吉、米子に窓口設置ということになっています。

続きまして21ページでございますが、こちらに、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームということで、PRしています。活動内容のところでございますが、このプラットフォーム自体、孤独・孤立対策に関する広報活動でありますとか、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援、或いは関係機関の取組の情報共有、及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動ということでございます。

個別の相談に対する協議のようなことは行わないのですが、あくまでもこういった広報活動、連携強化などに取り組んでいくということを謳っています。

続きまして、資料の22ページをご覧ください。条例でございます。

「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」ということでございまして、9月の会議の時には違う名称でしたが、いろいろと変更があり、現在の条例名になっています。

そもそもの問題の所在としましては、ヤングケアラーだとか老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行って、孤独・孤立を防ぎ、誰一人取り残さない社会をつくるという条例でございまして、本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例としては全国初のものということでございます。

実際にその条例の中身でございますが、左側の方に整理しています。県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化ということでございまして、特に必要な支援が届いていない方の発見

とか見守り、そういったような関係者で連携した支援を行っていききたいというのがまず一つ。

それから個人情報の活用ということでございます。前回の会議の時にも個人情報の話が出ましたが、支援に必要な情報をできる限り関係機関で共有する、それに努めるということでございまして、法令に情報共有の根拠がある場合もありますし、ない場合に関しても本人の同意を取るような形で、なるべく情報共有していこうということを謳っています。

三つ目ですが、包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実ということでございます。高齢、障がいなど、縦割りにとくくなりがちなのですが、家族等を包括的に支援する体制を整備していくという、或いは、地域資源を活用して新たな施策を創設すること等によって、制度の狭間におられる方に対応していこうということを謳っています。

それから四つ目ですが、支援、相談等を担う人材の育成・確保ということでございます。当然、支援を行う方はそうなのですが、コーディネートを行う方についても高いスキルを持った人材を育成していくことを目指しています。

必要な各種施策の推進ということで、アウトリーチも含めた相談支援体制、或いはピアサポートの推進などを謳っているところでございます。

続きまして、23ページ、24ページ。これは条例を簡単にまとめたものをつけています。25ページからが条例の本文ということになります。この中の26ページの第9条をご覧ください。先ほど少し触れましたが、個人情報の部分です。第9条第1項では、県、市町村、関係団体等は特定援助者支援の実施にあたっては必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるということを謳っています。

第2項で、その個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律、その他の法律の規定に基づき、または本人の同意を得て行うものとするということで、こういった形で個人情報は取り扱っていこうというところでございます。

前回の9月にお示ししました今後の取組予定についての現在の状況ということで報告させていただきました。以上です。

○司会：池上統轄監

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

それでは、次に、令和5年度の事業の実施に向けた方向性について、事務局より説明をさせていただきます。今の件につきまして何かございましたら、また後程お願いいたします。

○明場副局長

それでは引き続きまして資料の31ページをご覧ください。

令和5年度事業実施の方向性ということでございまして、現在考えている検討ポイントを挙げさせていただきます。

窓口機能の強化、アウトリーチ、ネットワーク、居場所場所づくり、人材育成、ピアサポート、広報ということで、条例等とも関連してきますが、今後、施策を進めるにあたってのキーワードみたいなものを並べています。こういった点を踏まえまして、事前に皆様の方からご意見をちょうだいしています。それを並べたのが32ページ以降ということでございます。

簡単に内容を説明させていただき、紹介させていただきたいと思います。まず1番目ですが、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会さんからいただいています。相談窓口ネットワークということで、相談者が相談すると「どこそこに相談してください」ということで、たらい回しになることが多いということでございますので、そういったことのないように、支援者が次の相談先に相談していくというマニュアル作成、或いは、担当課名だけではなく担当者名も教えてあげて欲しいというようなご意見。それから、各関係機関と情報共有しなければならない場合の核になるコーディネーターの配置。③のところでは、個人情報の管理のあり方、④で同行支援の大切さというようなことをいただいています。

二つ目のところで、居場所づくり、寄り添いの場ということでございまして、相談につきましてはリラックスできる空間でアドバイスを受けることができるような相談場所の設置をお願いしたいというご意見をいただいています。

それから、人材育成に関しましては、定期的な日程で、たとえ少人数でも顔の見える研修、或いは事例検討会を行って欲しいということ。地域づくりでは、民生委員・児童委員との協力、企業との連携等についてご意見をいただいているところでございます。

続きまして、33ページでございます。鳥取県民生児童委員協議会さんからいただいています。

福祉分野については、申請主義であったり、個人情報保護の観点等々がございまして、なかなか孤

独・孤立を見だしにくいとか、アウトリーチしにくい環境になっているということでございます。情報が届く仕組みと、評価の手法が必要だというご意見。

それから、孤独・孤立の対策を進める中で、対象となる方の程度の判断レベルがあるならば、知りたい、なければ創出して関わりを持つときの共通認識とすべきとのご意見をいただいています。

それから、日本司法支援センター鳥取地方事務所、法テラスさんからは支援情報、個人情報の共有ということでございます。条例化や、窓口情報を集約するなどして、迅速に、簡易に、複数の関係機関が関わるができる環境づくりを検討いただきたいということでございます。

それからもう一つ、要支援者に法律相談が必要な場合の、電話等法律相談の提案ということでございます。相談するにしても、通話料等のお金がかかるということで、市役所など自治体の端末などを利用することによって、なるべく要支援者の負担が少ない形でできないかというようなご意見をいただいています。

それから、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会さんからいただいています。条例制定を踏まえて、この条例を実効性があるものにしていくために、各種団体や社会福祉法人等が県と個別に意見交換する機会を設定したらどうかというご意見。

それから、その意見も踏まえた上で、条例を推進する上で行動計画を策定したらどうか。リーフレットの作成を検討されているのであれば、支援者向けの具体的な取組等を含めた手引きになるような資料もいるのではないかと、先駆的な取組を実施する市町村等へのモデル助成制度の創設を検討したらどうかという意見をいただいています。

続きまして、米子市さんです。多文化共生推進事業について、多文化共生サポーターの活動活性化支援ということでございますが、これはまた後程、補足の説明をいただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、湯梨浜町さんですが、新しくできた条例の内容を各方面に浸透させるような事業が必要だというご意見をいただきました。

続きまして、第2、その他のご意見でございます。民生児童委員協議会さんからは、プラットフォームとした場合、本人の同意の範囲を明確に管理していく仕組みが必要だろうということ。それからプラットフォームとバックヤードの分類と連携を整備、或いはデータベース化の検討も行うべきというご意見をいただいています。

それから、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会さんからは、民生児童委員の役割は重要なので、民間企業の協力を得るような仕組みを検討する必要があるのではないかとご意見をいただいています。

それから、湯梨浜町さんからは認知症サポートプロジェクト事業について、認知症施策推進総合戦略の中に難聴の記載があり、難聴になるとその聞こえづらさから人との関わりが希薄となってやがて孤独に繋がっていくだろうということで、湯梨浜町さんにおいては補聴器購入費の一部補助を始められたということでございまして、その補助金の創設についても検討をしたらどうかというご意見をいただいています。これにつきましても、また後程、湯梨浜町さんの方からご説明いただけるとありがたいと思います。

35ページ以降につきましては、令和4年度の本県の取組を掲載しています。これは参考までに見ていただければいただければと思います。説明は以上でございます。

○司会：池上統轄監

それでは、ただいまの事務局の説明に関連しまして、ご質問、それから事前照会でご回答いただきましたことへの補足や、追加でのご意見などいただきたいと思っております。

まず、米子市様、多文化共生推進事業について、補足でご説明お願いできますでしょうか。

○米子市：福祉政策課 松原課長補佐

これは、本市のまちづくり企画課からの意見ということで預かってきており、詳しい話は聞いてはいないのですが、多文化共生サポーターの制度について、県がこのサポーターの委嘱をされていると思っております。

県内でも鳥取市さんで2名、米子市で1名、倉吉市さんで1名、県内でも4名だけという現状の中で、これをもっと増やしていったら、外国人への相談支援の対応をしていかないといけないのではないかと、県からもご支援がいただけないかというそういう内容だと思っております。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。

続きまして湯梨浜町様、お願いできますでしょうか。

○湯梨浜町：前田総合福祉課長

認知症サポートプロジェクト事業ですが、こちらの事業は長寿福祉課が書かせていただいているようでして、令和3年8月から新型コロナの臨時交付金を活用して、要綱を作って始めていますが、令和4年度も、当初予算額よりもかなりの数の申請・要望があるということで、年度途中で補正予算で増額して対応しているところです。

身体障がい者手帳の聴覚障がいには該当しないが、その一手前のレベルの一定の聴覚障がい、聞こえづらい方ということで、お医者さんの証明等も必要ということです。コロナの臨時交付金もそのうちなくなるでしょうし、この取組を、湯梨浜町だけではなくて、県全体で進めていってはどうかということで、提案させていただいているようです。

コロナになってから、認知症だけで介護認定の方が増加しているということで、1人当たりの平均介護費用が年間平均で190万円ぐらいだそうですから、これが1年でも遅れれば費用対効果もあるのではないかと担当課では考えているようでして、県と市町村共同で、この事業を進めていけたらいいのではないかとということで書かせていただいているということです。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。それでは、事前にご提出いただきました団体様で、補足の説明、或いはご提出をいただいていない団体様で、何か追加でのご意見等ございますでしょうか。

○鳥取県民生児童委員協議会：松田副会長

県の民生児童委員協議会の副会長をしております松田と申します。よろしく申し上げます。

34ページにその他の意見ということで、私どもの方、挙げさせていただいています。プラットフォームという表現をしました。私の認識不足で、ホームではなくて、フォームだと。ホームだと本拠地というふうな意味になるようでして、このたび取組もうとしているのは、フォームの方で、これはどういうことか見てみたのですが、いわゆる「土台となる環境」、これを作っていく話だと新たに認識させていただいたところです。

これを官民で行うということで、今の段階での私のとらえ方になりますが、やや情緒的な取組という受け止め方です。これをやはり物理的に落とし込んで、仕組みを、いわゆる骨組みのところを考えなければならないのだろうとこういう意見を挙げさせていただいたところです。

最初のご説明にもありましたが、このたび取組もうとしているところの登場人物というのは、支援を受ける方、それから支援をする側、いわゆる団体等、それともう一つは、その間に立つ人間、大きく三つになるかと思えます。情報共有をどのようにしていくのか、その仕組みを作らなければ、物事は動かないだろうと。

その時に、キーポイントなるのは、個人の同意を、本人の同意をいかに共有できるか。受けたところだけが分かっていたのでは、これはプラットフォームにはならないだろうと。関わる人間が共有できるような仕組み、そこを含めた本人同意。これを、いわゆる情報共有できる、そういう仕組みを作らなければならないだろうというふうにご意見をさせていただきました。

例えば、本日、私も午前中は地域の年末の配食サービスを行っていたのですが、私ども民生委員は、このたび改選になって新しい民生委員も動くわけですが、情報の伝達というのはやはりうまくいっていない。「この人は一人暮らしで配食すべきなのに、どうも名前が挙がっていない。どうしたらいいだろう。また本人同意からの確認を取っていかなければならない。」というような状況がありまして、そういった情報がちゃんと伝わっていく、或いは、他にも共有できるという仕組みをぜひ考えていただきたいということでございます。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

○鳥取県地域生活定着支援センター：寺垣センター長

地域生活定着支援センターのセンター長をしています。罪を犯した高齢者、障がい者の方の支援が中心的な業務になっています。

それと同時に、成年後見の法人後見業務をやっているアドサポセンターがその主体でして、そういう関係で感じていたこととお話したいと思えます。

今回問題となっている条例は、家庭内での孤独・孤立の問題が中心になっていると思ひまして、これ

に関してはもともと 2000 年以降に様々な家庭内の虐待防止という形で、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、DV、障がい者虐待防止法という形で順次制定されてきましたが、そういう中で、結局、問題があるが、なかなか最終的な支援に結びついていないということが一つ問題になって、このような条例の制定ということも出ているのだろうと感じています。

その中で、もう少し問題に感じているのが、いわゆる介護保険法や、障がい者総合支援法等でいわゆる措置から契約へということで、今、2000 年から動いているわけですが、契約になかなか至らない場合というのがあって、いわゆる継続的な支援に繋がっていないと。それが経済問題だったりして、孤独・孤立を進めている。そのような感想を持っています。

もちろん介護保険法や総合支援法で、その契約によって継続的に支援を受けられる体制になった方はもちろん良いですが、そうでないときに、行政が、やむを得ない措置を取ってきちんとその支援につなげていく。成年後見や様々な福祉サービスを利用しながら、一段落するまでは措置でいくというようなことを、もう少し市町村で、きちんと問題意識を持ってやっていただくというのが重要ではないかと思っています。

そういう意味で、市町村の役割も今回規定されるようですが、もともとある、そういう、やむを得ない措置をきちんと行使していただきたいなど。少し契約の方に引っ張られて、契約がないから仕方がない、或いは契約するまで様子を見ようというのではなくて、もう少しやむを得ない措置をきちんと使っていただきたいなど。高齢者、障がい者に関してということが中心になってきますが、それ以外の場合でもそのような流れを意識していただきたいなと思いました。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○日本司法支援センター鳥取地方事務所：高橋事務局長

失礼します。33 ページの補足だけさせていただきます。

要支援者の方への電話等オンラインを含む法律相談の件ですが、これ自体は、実はもう今も実施しています。今回、市町の方もご参加されているので、断片的に補足します。今、電話でも弁護士と法律相談ができるようになっていきます。法テラスは、収入や資産などが少ない方については、無料で、1つの件について3回相談ができる機関になります。

今、コロナ禍で、法律相談をするのはなかなかハードルが高い部分もありますが、例えば、支援なさっている方で、債務がわかったときに、簡易に、まずは電話で相談してみたいというときは、法テラスにお問い合わせいただきましたら、まずは電話で相談ができることもご案内ができるかと思えます。

今回、ご提案をさせていただいたのが、もし、例えば、市役所さんとか町役場さんの部屋でパソコンやタブレットが使えるようであれば、そこで、この電話相談、電話が今はメインですが、タブレットなどでいわゆる Web 会議を使って、法律相談をすることもシステム上は可能になっています。Microsoft の Teams で、法テラス側のライセンスで使えるので、実際に利用者さん側、使用者さん側は費用はかかりません。通信料だけです。

ですから、もしそういった形で顔を合わせての相談の方が良いということであれば、それもあわせて法テラスにご相談いただけたらと思います。

今回の提案は、もし、それがスキームとしてきっちり組めるようであれば、例えば、県で予算がつくということであれば、よりスムーズに行くだろうなという上での提案なので、補足までご説明させていただきました。

○司会：池上統轄監

ありがとうございます。続きましていかがでしょうか。

○社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会：川瀬地域生活部生活福祉資金室長

鳥取県社会福祉協議会の川瀬と申します。私も補足で、34 ページに、民生委員の松田副会長様いらっしゃるんですが、私も民生委員さんのことで、この民間の事業所の活用という意見を書かせていただきました。

そもそもこのプラットフォームですが、タイトルが官民ということなので、これ民間の企業さん、株式会社さんとかが入っても構わないという方向性でしょうか。

○司会：池上統轄監

はい。そうです。

○社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会：川瀬地域生活部生活福祉資金室長

わかりました。これ、画面共有はできますか。(共有)

私たち社会福祉協議会の市町村向けの研修をする時に、日本海新聞さんがこういうチラシをPRさせて欲しいということで研修の中で説明させていただきました。

日本海新聞さんの安心安全見守り隊というのは、今新聞でも1月に何回か大きな広告で載っているのですが、もちろん購読された方が対象にはなるのですが、こういう見守りをされているようでして、活動事例として、新聞受けがたまっているというような事案を関係機関につないだというような事例があったようです。

おそらく鳥取県さんとも協定を結ばれていると思いますし、いろいろ鳥取県さんと協定を結ばれている企業さん、地域貢献的な取組をされている企業さんは多いと思いますので、その中からこういう見守りですとか、そういう企業さんにもお声掛けしていただいたらどうかなというようなことを思っ、こちらの方に記入させていただきました。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。続きまして、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

様々ご意見をちょうだいいたしました。その他、全体を通して、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

○鳥取県地域生活定着支援センター：寺垣センター長

よろしいでしょうか。

言葉不足だったと思うことがあるので、一つだけ説明させていただくと、先ほど強調しましたが、やむを得ない措置でヘルパーさんを入れるということが現実的に、なかなか行われていなくて、例えば、ヤングケアラーさんがいて、その中で、お金がなくてヘルパーさんが入れられないという状況の時に、措置で入れるということが現実的な問題としてあり得ると思います。

これまで、やむを得ない措置というのが、分離をする、施設に入れるということばかり考えていて、そういう、家庭内にはいるが不十分だというときに、それができていない。そういう意味で、今回の件にも有効だというように考えて発言しました。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。ご意見の方はよろしいでしょうか。

○日本司法支援センター鳥取地方事務所：高橋事務局長

その他のこととありましたので、併せて、すごく良いなと思ったことで、一番最初の母子寡婦福祉連合会さんのご意見の中で、担当機関を紹介する時に、担当課だけでなく、担当者名を伝えて欲しいというところで、法テラスと母子寡婦連合会さんでは、こういう方が相談に来ますよというような連携は結構あるのです。

実際、相談者の方も、ある意味、一つハードルを超えてくれて、紹介で来ているから、弁護士さんも親身に話を聞いてくれるというような意識は持ってくれるようなので、特に今回の資料の中にもありましたが、県立ハローワークさんの中で、関係機関を重層的にご紹介することもあると思うのですが、特段、皆さんで抵抗感がなければ、関係機関と、窓口になるような方や窓口名を、ある程度具体的に紹介されるというのはすごく良いのではないかなと思います。

それと、母子寡婦連合会さんは、結構、同行支援で、一緒に相談者さんと来られるのもすごく良いことなので、そういう同行支援をされているような団体さんも見て分かれればすごく良いなと思いました。以上です。

○司会：池上統轄監

ありがとうございます。それでは福祉保健部長の中西からまとめさせていただきたいと思います。

○中西福祉保健部長

福祉保健部長の中西と申します。

本日は本当にお忙しいところ、お集まりいただきまして貴重なご意見、ご提言いただきましてありがとうございました。まとめというわけでございませぬが、今いろいろとご意見をいただきましたの

で、私の方から少しでもコメントをさせていただきたいと思っています。

まず、米子市さん、湯梨浜町さんの方からご提案をいただきました、共生サポーターの関係でございますが、またこれは県庁の中で、情報共有させていただきまして、こういった対応ができるかということを考えさせていただきたいと思っています。

また、湯梨浜町さんからは補聴器の購入の支援についてのお話がありました。高齢者施策ですとか福祉的な施策の面でも検討の可能性があるかなと思っていますので、またこちらにつきましても、こういった対応ができるかを考えさせていただきたいと思っています。

また、県民児協の松田副会長様からはプラットフォームの今後のあり方、特に情報共有のあり方について、貴重なご意見をいただきました。お話の中にもございましたが、プラットフォーム、おっしゃるとおり、「共通の基盤」ということでございます。それを、いかにこれから実際の形として機能するようにしていくかということですが、一つ、今日最初の方で説明させていただきました相談窓口の関係でございますが、プラットフォームといたしましては、やはり一番基本的な機能としましては、支援を必要とする方と、支援する方を結びつける共通の基盤ということになろうかと思っています。

具体的な一つの装置として、相談窓口というものを考えさせていただければと思っています。相談窓口に来られた方をそれぞれこのプラットフォームを構成していらっしゃる方々に紹介させていただくこともあると思いますし、また逆に、それぞれの支援をしていただいているところに、相談に来られた方が、そこだけでは解決できないような場合には、またこちらの相談窓口の情報いただければ、適切な支援機関におつなぎする、そういった物理的な仲介役のようなものもさせていただければと思っていますので、その点、これからご協力いただきながら、発展させていただきたいと思っています。

その際、問題になるのは、先ほどもございましたが情報共有の関係でございます。今回、条例を作る中でも、情報共有についてはいろいろとご意見をいただいております、若干、書かせてはいただいています。

今の、既にある法律の枠組みでも、要対協ですとか、あと市町村の重層的支援の枠組みの中では情報共有が同意を取らなくても可能でありますので、そういった場合には、同意を取らなくても、必要な情報は共有していきたいと思っています。それ以外に、法律の枠組みでないようなものについては、他機関につなぐような場合には、やはり本人の同意を取っていただいて必要最小限の情報を共有するということになろうかなと思っていますが、こういった場合に同意を取っていくかというような、雛形でもないですが、共通のやり方のようなものは考えられるかなと思っていますので、ここは引き続き検討させていただければと思っています。

あと、寺垣センター長様から、いろいろな介護ですとか、障がいですとか、かなり施策的にはあるが、そこに繋がるまでの間の当面の措置というものが必要ではないかというお話がありました。おっしゃるとおりだと思っております、多分、支援が今時点でなかったり、薄かったりする部分というのがあるかなというように思っています。

条例の中でも少し書かせていただいておりますが、制度の狭間に陥っているような方については既存の社会資源なども活用しながら、できるだけ新しいサービスを作っていった、対応していこうということも書いていますので、ここは具体的にこんな制度の狭間があるというようなことを教えていただければ、また、市町村の皆さんですとか、あと県の方でも、対応できるような施策を考えていきたいと思っておりますので、またご相談させていただければと思っています。

あと、高橋事務局長様の方から、オンライン相談のご提案がありました。大変ありがたいご提案ありがとうございます。まずは県の方で、こちらもどんな対応が可能かということを検討させていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

あと、県社協の川瀬様からは、企業様との連携の話等についてお話がありました。こちらでもまたいただいたご意見をもとに、検討させていただきたいと思っております。

これから令和5年度の予算の検討を進めて参ります。今年度は、骨格予算、知事選の関係で、4月から執行する当初予算につきましては、基本的には継続的な事業で新規要素はあまり盛り込まれないような感じになるかと思っております。

実際、新規施策については、知事選後の5月とか6月ということになろうかと思っておりますが、これから検討に入らせていただきますが、必要なものは当初でも組んでいきたいと思っておりますし、またそれ以外のものにつきましては、6月補正後になろうかと思っておりますが、いただいたご意見をもとに、施策の充実を図っていききたいと思っておりますので、これからはお気づきの点がありましたら、事務局の方にお気軽にご連絡をいただければと思っております。本当に今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○司会：池上統轄監

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの第2回会議を終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。